千葉市長あて

**電話・FAXによる災害時緊急情報配信サービス登録申請書**

災害情報発信システムによる災害時緊急情報配信サービスの申込について、利用規約（裏面）に同意し、対象者の条件に当てはまるため申請します。また、申請内容に変更が生じた場合は、市へ報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請年月日 | 年 月 日 |
| 申請区分 | □ 新規登録　　□ 変更 □ 廃 止 |
| 申請者 | ふりがな |  |
| 氏 　 名 |  |
| 住 所 | 　　　　区 |
| 希望伝達手段どちらかをチェックする | □ 電話 □ ＦＡＸ**※防犯電話機能が付加されている電話は、メッセージが受信****できない場合があります。****※FAX登録は聴覚障害者を優先とさせていただきます。** |
| 発信先番号 |  　　　　　※ご自宅の固定電話またはFAXの番号 |
| 　　代理人 |  ※ご本人による申請の場合、下記記入の必要はございません。 |
| 氏 名 |  |
| 連 絡 先 |  |
| 備考（職員・申請者） |  |

**災害時緊急情報の電話・FAXは 0570-095-999 から発信しますので、事前に電話機やFAXに番号の登録をお願いします。**

※事前に配信訓練を行う場合があります。

電話・FAXによる災害時緊急情報配信サービス　利用規約

１　料金

「電話・FAXによる災害時緊急情報配信サービス」の登録・情報利用料は無料ですが、FAX受信に係るインク・紙費用等は利用者の負担となります。

２　登録者情報の保護

登録された電話・FAX番号は、厳正に管理し、当サービス以外では使用しません。

本サービスは、電話・FAX配信を専門とする事業者に委託することにより運営されています。委託事業者は千葉市個人情報保護条例に従い、当事業を行っております。

３　電話・FAXの特性

電話及びFAXは、回線の混雑状況や通信設備の性質上、遅延や発信されない場合があります。

４　登録抹消

利用者の電話番号変更により、発信が一定回数不可能となった場合は、自動的に登録を抹消することがあります。

５　発信時間帯

電話・FAXは、夜間（深夜）にも発信される場合があります。

６　免責事項

このサービスに関連して利用者が損害を被った場合でも、千葉市は一切の責任を負いかねます。

７　問い合わせ

このサービスは防災に関する情報の電話・FAX発信のみで、情報の詳細な内容についての問い合わせにはお答えできません。